

まぐろ又はかじきの採捕の従事に係る許可に関する取扱要領

1 趣旨

まぐろ類については、国際的に地域漁業管理機関において資源の保存管理が図られているものの、近年、非加盟国船等による無秩序な操業が大きな問題となっている。

このような無秩序な操業に我が国国民が関与することは、我が国が締結している条約その他の国際約束に基づくまぐろ類の国際的な保存管理措置の效果に悪影響を及ぼし、ひいては漁業国としての我が国の責任ある立場を損なうおそれがあることから、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号。以下「省令」という。）第 98 条の規定により、大西洋の全海域（接続する諸海を含む。）並びに太平洋及びインド洋の一部地域においては、農林水産大臣が許可した場合を除き、日本船舶以外の船舶においてまぐろ又はかじきの採捕に従事してはならないこととされた。

本条の規定における許可申請等については、省令の定めによるほか、この要領に定めるところによる。

2 許可申請等

（1）省令第 98 条の規定におけるまぐろ又はかじきの採捕の従事に係る許可について、農林水産大臣は大西洋の全海域（接続する諸海を含む。）並びに太平洋及びインド洋の一部海域において、我が国が締結している条約その他の国際条約に基づくまぐろ類の保存管理措置の效果に悪影響を及ぼすおそれがない場合に許可するものとする。

（2）当該許可に関する具体的な手続については、以下の通りとする。

① 採捕の従事につき許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、特別の事情があると認められる場合を除き、申請者が当該許可に係る船舶に乗り込む 30 日前までに、申請書（別記様式 1）を申請者の住所地を管轄する都道府県知事に提出するものとする。

② 都道府県知事は、①の申請書の提出があり、かつ、（1）の規定に該当する場合には、許可証（別記様式 2）を申請者に交付するものとする。

- ③ 申請者は、当該採捕の従事が終了した場合には、許可証を速やかに農林水産大臣に返納するとともに、報告書（別記様式３）により当該採捕の概要を申請者の住所地を管轄する都道府県知事に提出するものとし、都道府県知事は、当該報告書の提出があった場合には、速やかに農林水産大臣宛て進達するものとする。

(別記様式 1)

漁業の許可及び取締り等に関する
省令第 98 条の規定に基づく許可申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所
氏名

下記により、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号）第 98 条の規定に基づくまぐろ又はかじきの採捕に係る許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 操業の概要

- (1) 漁業及び漁具・漁法の名称
- (2) 採捕しようとするまぐろ又はかじきの種類
- (3) 漁獲物等の陸揚港
- (4) 操業区域
- (5) 操業期間

2 雇用者の概要

- (1) 氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）
- (2) 住所
- (3) 電話及び FAX 番号

3 申請者又は雇用者が乗り込む船舶の概要

- (1) 国籍
- (2) 船舶名
- (3) 船舶総トン数
- (4) 船籍港
- (5) 船舶所有者の氏名又は名称及び住所（船舶所有者と雇用者が同一の場合、「雇用者と同じ」と記載すること。）

(6) 船舶所有者と雇用者との関係(船舶所有者と雇用者が同一の場合は不要)

4 過去の実績の概要

5 その他参考となる事項

(添付書類)

- 1 住民票(所轄の機関が証明した日から3ヶ月以内のもの)
- 2 船籍国の権限ある機関が発行した当該船舶の国籍を証明する書面の写し及び操業許可証の写し
- 3 申請者と雇用者との契約関係を証する書面の写し

(別記様式2)

農林水産省指令 番号

(申請者) 住所
氏名

年 月 日付けをもって申請のあったこのことについては、下記のとおり許可する。

年 月 日

農林水産大臣 名

記

- 1 漁業及び漁具・漁法の名称
- 2 船舶名及び船舶総トン数
- 3 船舶所有者の氏名又は名称
- 4 操業区域

- 5 操業期間 年 月 日から
年 月 日まで

6 その他

- (1) 許可証は当該許可に係る船舶の船内に保持し、許可に係る操業が終了した場合には、申請者は、許可証を速やかに農林水産大臣に返納すること。
- (2) 水産庁長官から、取締りその他公益上の必要から操業区域の変更その他採捕の従事に関し必要な事項について指示があったときは、申請者は、これに従うこと。
- (3) 農林水産大臣は、許可証の内容を逸脱して操業した場合は、許可を取り消すことがある。

(別紙様式 3)

まぐろ又はかじきの採捕に係る報告書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所

氏名

下記により、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号）第 98 条の規定に基づく許可を受けて、まぐろ又はかじきの採捕に従事したので、その概要を報告します。

記

- 1 漁業及び漁具・漁法の名称
- 2 操業区域
- 3 操業期間 年 月 日から
年 月 日まで
- 4 採捕したまぐろ又はかじきの種類及び数量
○○○まぐろ 尾 kg(魚種別に記載する)
○○○かじき 尾 kg

計 尾 kg